

京都府立学校体育施設開放事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府民スポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定により、京都府立学校（以下「学校」という。）の体育施設及び設備を学校教育に支障のない範囲内において、広く府民のスポーツ活動のための利用に供する事業（以下「学校開放事業」という。）の実施に関し、財産管理及び使用手続等の必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 この要綱に基づく学校開放事業の事業主体は、京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(開放校及び開放施設の特定)

第3条 学校開放事業に用いる学校（以下「開放校」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 学校開放事業に用いる体育施設及び設備（以下「開放施設」という。）は、毎年度、各開放校ごとに別途定めるものとする。

(開放施設の管理)

第4条 この要綱に基づいて使用を許可した開放校の開放施設は、開放校の校長（以下「校長」という。）が管理する。

(学校開放事業の日時の指定)

第5条 学校開放事業の日時は、校長が指定するものとする。

2 学校開放事業の日数は、屋外体育施設については、年間10日を標準とする。ただし、屋内体育施設については、別に定めるものとする。

(許可対象者の範囲)

第6条 開放施設の使用許可を受けることのできるものは、スポーツ活動を目的とする構成員10人以上の団体（社会教育関係団体、町内会、公共的団体等がスポーツ活動を企画した場合を含む。）で成人を責任者とし登録を受けたもの（以下「登録団体」という。）とする。ただし、毎月の第2土曜日及び第4土曜日（夏季休業日等の土曜日を除く。）については、原則として、青少年のスポーツ活動を目的とする登録団体に限るものとする。

(登録)

第7条 登録を受けようとする団体は、登録申請書（別記様式）を校長に提出しなければならない。

2 登録団体は、登録内容に変更があったときは、その旨を開放校の校長に届け出なければならない。

3 校長は、登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したとき。

(2) 登録団体として不適当と認めたとき。

(使用許可の申請)

第8条 登録団体の責任者は、開放施設の使用許可を受けようとするときは、校長に京都府教育財産取扱規則（昭和40年教育委員会規則第3号）第8条に規定する教育財産使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用の許可)

第9条 校長は、開放施設の使用を許可する場合においては、京都府教育財産取扱規則第9条に規定する教育財産使用許可書を交付するものとする。

(費用負担)

第10条 使用者は、電気設備を使用した場合は、その実費相当額を負担しなければならない。

(使用者の賠償責任)

第11条 使用者は、開放施設又は貸与を受けた用具を滅失若しくは毀損をし、又は亡失したときは、この損害を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

(開放中の事故)

第12条 学校開放事業による活動中の事故については、教育委員会は、一切その責めを負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成元年4月28日から施行する。

附 則（平成2年教育長告示第1号）

この告示は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成4年教育長告示第2号）

この告示は、平成4年4月14日から施行する。

附 則（平成6年教育長告示第1号）

この告示は、平成6年4月26日から施行する。

附 則（平成7年教育長告示第1号）

この告示は、平成7年4月25日から施行する。

附 則（平成15年教育長告示第4号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教育長告示第4号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教育長告示第2号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教育長告示第14号）

この告示は、平成21年8月28日から施行し、この告示による改正後の京都府立学校体育施設開放事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年教育長告示第1号）
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平6教育長告示1・全改、平15教育長告示4・平17教育長告示4・平19教育長告示2・
平21教育長告示14・一部改正）

開放校名

京都府立山城高等学校
京都府立洛北高等学校
京都府立北稜高等学校
京都府立洛東高等学校
京都府立鳥羽高等学校
京都府立嵯峨野高等学校
京都府立北嵯峨高等学校
京都府立北桑田高等学校
京都府立桂高等学校
京都府立洛西高等学校
京都府立桃山高等学校
京都府立東稜高等学校
京都府立洛水高等学校
京都府立京都すばる高等学校
京都府立向陽高等学校
京都府立乙訓高等学校
京都府立西乙訓高等学校
京都府立城南菱創高等学校
京都府立東宇治高等学校
京都府立菟道高等学校
京都府立城陽高等学校
京都府立西城陽高等学校
京都府立京都八幡高等学校
京都府立久御山高等学校
京都府立田辺高等学校
京都府立木津高等学校
京都府立南陽高等学校
京都府立亀岡高等学校
京都府立南丹高等学校
京都府立園部高等学校
京都府立農芸高等学校
京都府立須知高等学校

京都府立綾部高等学校
京都府立福知山高等学校
京都府立工業高等学校
京都府立東舞鶴高等学校
京都府立西舞鶴高等学校
京都府立大江高等学校
京都府立宮津高等学校
京都府立海洋高等学校
京都府立加悦谷高等学校
京都府立峰山高等学校
京都府立網野高等学校
京都府立久美浜高等学校
京都府立聾学校

別記様式

登 録 申 請 書

年 月 日

京都府立 学校長 様

責任者 住所
氏名 印

下記のとおり、開放施設の使用団体として登録を申請します。

記

団 体 の 名 称			
団 体 の 所 在 地			
活 動 目 的			
人 員		男	人 女 人 計 人
責 任 者	住 所	電話	
	氏 名		
	勤 務 先	電話	
登 録 年 月 日		※	
摘 要			登録番号 ※